

1 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱

南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日

告示第 299 号

(設置)

第1条 南丹市における地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画、障害福祉計画等福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南丹市福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 南丹市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南丹市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (3) 南丹市障害福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉に関する学識経験者
- (3) 児童福祉に関する学識経験者
- (4) 障害者福祉に関する学識経験者
- (5) 保健医療部門に関する学識経験者
- (6) 南丹市民生児童委員協議会代表者
- (7) 南丹市社会福祉協議会代表者
- (8) 関係団体代表者
- (9) 警察消防関係者
- (10) 学校関係者
- (11) 行政関係者
- (12) その他市長が必要と認める者

3 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

4 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める協議内容が終了するまでの間とする。

ただし、任期中であっても委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第6条 策定委員会は、第2条に定める協議内容の一部について調査、審議等を行うため、委員の中から選任する小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庁内作業チーム)

第7条 策定委員会は、第6条第1項の規定に基づき設置する小委員会の調査、審議に必要な資料作成を行うため、必要に応じて関係職員で組織する庁内作業チーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。

2 チームの組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉事務所担当係において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 南丹市地域自立支援協議会・南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画 策定委員会 委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	○	岡崎 祐司	佛教大学 社会福祉学部 教授
2	●	徳川 輝尚	社会福祉法人京都太陽の園 副理事長
3		林 克美	口丹心身障害児者父母の会連合会会長代理
4		仲 絹枝	南丹市議会 厚生常任委員会 副委員長
5		杉山 俊夫	園部共同作業所 所長
6		樋口 三千男	南丹市民生児童委員協議会 副会長
7		明田 大成	南丹市社会福祉協議会障害者自立支援事業課 課長
8		吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会 副会長
9		田原 良英	京都府立丹波支援学校 校長
10		小西 勉	NPO法人はびねすサポートセンター 代表
11		西川 英昭	京都府南丹保健所 福祉室副室長
12		細見 康弘	京都西陣公共職業安定所 園部出張所 産業雇用情報官
13		河原 信之	南丹市精神保健福祉推進家族会
14		田中 美優貴	京都府視覚障害者協会 南丹京丹波支部
15		西田 香代子	NPO法人発達障害を考える会ぶどうの木 理事長
16		加藤 貴雄	ふない聴覚言語障害センター

※○印は南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会委員長

●印は南丹市地域自立支援協議会会長

〔任期〕平成23年4月1日～平成24年3月31日

3 計画策定経過

日程	会議・調査活動など	内 容
平成 23 年 7 月 15 日～ 8 月 3 日	アンケート調査の実施	・身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者（1,746 人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（204 人）を対象に郵送によるアンケート調査（有効回収数 身体・知的 855、精神 93）
8 月 9 日～ 19 日	ヒアリング調査の実施	・サービス提供事業者（45 団体）、関係団体・相談支援団体（14 団体）、一般事業所・企業（61 社）を対象に郵送によるヒアリング調査（有効回収数 サービス提供事業者 15、関係団体・相談支援団体 13、一般事業所・企業 27）
8 月 22 日	第 1 回南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第 3 期障害福祉計画策定委員会	1) 南丹市障害者計画・第 2 期障害福祉計画の総括と事業実績 2) 南丹市障害者計画・第 3 期障害福祉計画策定に向けての計画、予定 ー計画策定に向けての概要及びスケジュール 3) 計画策定に向けてのアンケート調査票等の検討
10 月 14 日	障がい者（児）支援事業者、関係団体との意見交換会（ワークショップ）の実施	1) 貴団体において現在困っていること 2) 南丹市障がい者施策において望む事項、長期的な視点での障がい者施策について 3) 南丹市地域自立支援協議会に望むもの 4) その他
11 月 25 日	第 2 回南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第 3 期障害福祉計画策定委員会	1) 南丹市障害者計画・第 3 期障害福祉計画策定に向けてのアンケート事業所、団体、企業ヒアリングの集計説明及び検討 2) 事業所、団体、相談機関との意見交換会のまとめ 3) 福祉計画策定に向けての素案の検討 4) 計画策定に向けた 12 月以降のスケジュール等
12 月 4 日	南丹市障がい者の自立と社会参加を考えるシンポジウム	・南丹市国際交流会館 イベントホールにおいて開催 ・当事者、支援団体、学識経験者、行政によるパネルディスカッション及び講演
12 月 26 日	第 3 回南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第 3 期障害福祉計画策定委員会	1) 南丹市障害者計画及び第 3 期障害福祉計画（素案）について 2) パブリックコメントの実施について
平成 24 年 1 月 16 日～ 2 月 10 日	南丹市障害者計画及び第 3 期障害福祉計画（素案）に係るパブリックコメントの実施	・南丹市窓口及び市ホームページにおいて計画素案を公開
2 月 20 日	第 4 回南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第 3 期障害福祉計画策定委員会	1) 南丹市障害者計画・第 3 期障害者福祉計画に係る市民パブリックコメントの実施結果について 2) 南丹市障害者計画・第 3 期障害福祉計画（案）の検討、承認について 3) 南丹市障害者計画・第 3 期障害福祉計画の取りまとめについて

南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画

平成24年3月発行

編集・発行 南丹市 市民福祉部 社会福祉課

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>